

特定処遇改善加算に基づく取組について

令和2年4月

社会福祉法人 内潟療護園

令和元年10月から、特定処遇改善加算が実施されています。

当法人では、処遇改善交付金が実施された平成21年度から交付金受給の申請をし、その交付金を介護職員処遇改善手当の費用として運用してきました。

この度新設された特定処遇改善加算でも加算額の受給申請をし、更なる法人職員の処遇向上に努めています。

■ 令和元年10月から支給している「特定処遇改善手当」は次のとおりです。

グループ	用 件	支給額
Aグループ	勤続10年以上（当法人以外も含む）で、介護職員のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士の資格を有する者、サービス管理責任者等。	月額12,600円
Bグループ	Aグループに該当しない介護職員、サービス管理者等。	月額6,300円
Cグループ	A、Bグループ以外の職員	月額6,300円

■ これまでも支給している処遇改善各手当（R2.4一部変更・追加）は次のとおりです。

手当の種類	内 容	支給額
処遇改善手当	介護職員に毎月支給する手当（R2.4月変更）	毎月：5,000円
臨時処遇改善手当	介護職員に毎年5月に支給する手当（毎年支給額計算）	令和2年度5月実績 資格あり：60,000円、資格なし：50,000円
処遇改善夜勤手当	入所施設で夜勤をした職員に支給する手当	夜勤1回：3,000円
処遇改善職種手当	職種に対し毎月支給される手当（R2.4月から）	毎月5,000円～25,000円

■ 上記のほかにも、毎年4月に給与規程による定期昇給を実施しています。